

令和4年度

社会教育主事講習実施要項

愛知教育大学

令和4年度愛知教育大学社会教育主事講習実施要項

1. 講習の目的

この講習は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

なお、講習修了者は「社会教育士（講習）」を称することができる。

2. 主 催 文部科学省

3. 実施機関 愛知教育大学

4. 実施期間 令和4年7月25日（月）から8月25日（木）まで

5. 実施場所 愛知教育大学 〒448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1 ☎0566-26-2678

6. 講習者の範囲及び受講資格

東海地区（岐阜県，三重県，静岡県，愛知県）に在住又は在勤する者
社会教育主事講習等規程第2条の規定に該当する者（別表1のとおり）

7. 受講定員数 80名

8. 受講申込書類及び提出期限

(1) 受講希望者は、愛知教育大学長宛の次の書類を令和4年6月17日（金）までに
住所地又は勤務地の県教育委員会へ提出する。

ア. 受講申込書 (別紙様式1)

イ. 受講承認書 (別紙様式2)

ウ. 受講資格を証明する書類（別表1による必要書類）

エ. 返信用封筒 角型2号（A4サイズが入る大きさ）の封筒に
住所、氏名、郵便番号を記入のうえ、140円の郵便切手を貼り付けること。

(2) 各県の教育委員会は、提出された受講申込書について受講資格の有無を調査し、
資格があると認めた者については、受講者名簿を添えて令和4年6月24日（金）
までに愛知教育大学地域連携課講習支援係あてに当該書類を一括して送付する。

9. 受講者の選定

(1) 愛知教育大学は、社会教育主事講習運営委員会の意見を聴いて、受講者を選定する。

(2) 受講許可書は7月上旬頃に本人あてに発送するとともに各県教育委員会にも許可者名簿を送付する。

10. 講習実施内容

社会教育主事講習等規程第3条の規定による4科目8単位

11. 受講方法等

科目別の受講期間及び受講方法等は下記のとおり。

なお、本講習は、オンライン講習（Zoom等利用）と対面講習の2方式で実施する。

受講科目	生涯学習概論	社会教育経営論	生涯学習支援論	社会教育演習
期 間	7月25日, 27日, 29日, 8月1日	7月26日, 28日 8月2日(※1), 10日, 19日(※2)	7月28日, 8月9日, 10日, 17日, 18日	8月3日, 4日, 5日※, 8日, 22日, 23日, 24日, 25日
受講方法	・オンライン講習 ・対面講習	・オンライン講習 ・対面講習 (※1)8月2日は学外 フィールドワーク (※2)8月19日は ミニフォーラム	・オンライン 講習 ・対面講習	・対面講習 ※8月3日, 4日, 5日は 学外フィールド ワーク
受講場所	自宅等 大学会場	自宅等 大学会場 学外施設	自宅等 大学会場	大学会場 学外施設

12. オンライン講習受講にあたっての注意事項（別紙参照）

13. 講習の科目、講師及び単位・時間数（別表2のとおり）

14. 単位修得認定及び修了証書

単位修得の認定は、試験、論文、報告書その他の成績審査により行い、愛知教育大学長は前項に掲げた8単位を修得した者に対し、講習の修了証書を授与する。

15. 講習の運営

講習の円滑なる実施を図るため運営委員会を置く。

愛知教育大学は、受講者の選定その他講習運営上重要な事項の決定については、運営委員会と協議のうえ行う。

16. 講習の日程

受講許可書送付時に通知する。

17. 受講者の参集日時及び場所

(1) 令和4年7月25日(月) 9時30分～10時00分(受付)

(2) 愛知教育大学 講堂ホール

18. 受講者の受講に要する経費

交通費、食費、宿泊費、インターネット受講に要する各経費等は受講者の負担とする。受講に要する自己負担経費として、一人あたり以下の金額を徴収する。

◆ 9,000円程度（内訳：講義資料代、研究論集代、施設入場料、学外フィールド

実習先への借上げバス乗車料金※下記①②の公共交通機関による交通費（受講生自己負担）は含まない。）

※学外フィールドワーク（詳細な日時及び場所等は後日連絡）

- ①8月2日（火）：高浜市いきいき広場（高浜市）ほか
- ②8月3日（水）：豊田産業文化センター（豊田市）ほか
- ③8月4日（木）：おいでん・さんそんセンター（豊田市）ほか
- ④8月5日（金）：長久手市文化の家（長久手市）ほか

（注）上記の学外フィールドワークのうち、①及び②の実習先には、公共交通機関にて移動、③及び④の実習先には本学で借上げたバスに乗車して移動すること。

上記経費は、**7月21日（木）までに本学指定振込口座に入金すること**）。

本学指定振込口座については、受講許可者に対し、7月上旬に別途通知する。

なお、講習が延期や中止になった場合であっても、それに伴い発生したキャンセル料等について本学は負担しない。

19. その他

（1）分割履修について

分割履修は、行わない。

（2）講習の受講は、原則として全科目を一括して履修することが望ましい。

（3）相当の理由がある場合、科目「生涯学習概論」「社会教育演習」は受講の代替をすることができる。

すでに大学等で社会教育主事資格取得のために単位を修得した者で、科目「生涯学習概論」「社会教育演習」受講の代替を希望する者は、「社会教育主事講習単位修得認定申請書（別紙様式4）」にそれを証明する書類（成績証明書又は単位修得証明書等）及び当該代替希望科目が社会教育主事資格取得の相当科目であることが明記されている書類（履修要項・シラバス等）のコピーを添付して申し出ること。

この場合、本学において審査のうえ、科目代替を認めることとする。

（4）附属図書館の利用について

講習期間中、受講者は、本学附属図書館を利用することができる。

（5）食堂の利用について

愛知教育大学の食堂を利用できる。

（6）宿泊について

宿泊については、各自で確保すること。

（7）受講についての注意事項及び会場案内図等は、受講許可書を郵送の際、同封する。

（8）講習期間中及びその準備期間中に災害等が発生した場合は、講習の休講や振替等を行う場合がある。

（9）新型コロナウイルス感染症への対応のため、今後やむを得ず講習日程や講習方式等の変更、または開講を中止又は延期する場合がある。

（10）対面講習は感染防止対策を講じて実施するが、講習中は必ずマスクを着用し、手指消毒等の感染対策に努めること。

（本件連絡照会先） 愛知教育大学地域連携課講習支援係
〒448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1
TEL: (0566) 26-2678
E-Mail: syakyo@m.auecc.aichi-edu.ac.jp

(別表2)

科目名	単位数	講義内容・テーマ	開講日	教育方法	配当時間数	担当講師の職・氏名	講習方法	
生涯学習概論	2	生涯学習の意義	7月25日(月)	講義	6	愛知教育大学 教授 大村 恵	対面講習	
		生涯学習振興施策の動向	7月25日(月)	講義	2	文部科学省担当官	オンデマンド講習	
		社会教育の歴史	7月27日(水)	講義	4	名古屋工業大学 教授 上原 直人	オンライン講習	
		多文化共生と社会教育	7月27日(水)	講義	4	愛知教育大学 准教授 二井 紀美子	オンライン講習	
		世界の生涯学習	7月29日(金)	講義	8	名古屋大学 准教授 河野 明日香	オンライン講習	
		住民・NPOの活動と社会教育	8月1日(月)	講義	8	東海大学 准教授 古里 貴士	オンライン講習	
		小計				32		
社会教育経営論	2	教育福祉と社会教育	7月26日(火)	講義	4	名古屋大学 教授 辻 浩	オンライン講習	
		社会教育施設の経営	7月26日(火)	講義	4	岐阜大学 教授 益川 浩一	オンライン講習	
		社会教育の行政と計画	7月28日(木)	講義	4	名古屋大学 教授 石井 拓児	オンライン講習	
		地域福祉と社会教育の協働	8月2日(火)	講義	8	豊田市役所 石川 美嘉/加藤 直真 高浜市役所・萩原 理仁	学外フィールドワーク	
		コミュニティ・スクールと社会教育経営	8月10日(水)	講義	4	NPO法人アスカネット 毛受 芳高/城取 洋二 愛知教育大学 教授 風岡 治	対面講習	
		地域と学校の協働	8月19日(金)	講義	8	愛知教育大学 教授 大村 恵 愛知教育大学 准教授 中山 弘之	学外施設	
		小計				32		
生涯学習支援論	2	成人・高齢者の学習支援	7月28日(木)	講義	4	早稲田大学 准教授 久保田 治助	オンライン講習	
		地域課題とグループワーク	8月9日(火)	講義	8	長野県阿智村役場 大石 真紀子	対面講習	
		青少年の学習支援	8月10日(水)	講義	4	愛知教育大学 教授 大村 恵	対面講習	
		ICTを活用した学習支援	8月17日(水)	講義	8	愛知教育大学 教授 江島 徹郎 愛知教育大学 教授 野崎 造成	対面講習	
		学習支援者の力量形成	8月18日(木)	講義	8	愛知教育大学 准教授 中山 弘之	対面講習	
		小計				32		
社会教育演習	2	社会教育総合演習	8月3日(水) 8月4日(木) 8月5日(金) 8月8日(月)	演習	32	愛知教育大学 教授 大村 恵 愛知教育大学 准教授 中山 弘之	学外フィールドワーク ほか	
		社会教育演習	8月22日(月) 8月23日(火) 8月24日(水) 8月25日(木)	演習	32	愛知教育大学 教授 大村 恵 愛知教育大学 准教授 中山 弘之 名古屋工業大学 教授 上原 直人 名古屋大学 准教授 河野 明日香 岐阜大学 教授 益川 浩一	対面講習	
		小計				64		
		計	8	合計			160	

(様式1)

社会教育主事講習受講申込書

令和4年 月 日

愛知教育大学長
野田 敦敬 殿

氏 名

令和4年度社会教育主事講習を受講したいので受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申し込みます。

記

(令和4年6月1日現在)

フリガナ 氏 名		生年月日 性 別	年 月 日 男・女	年齢 歳
現住所	(〒) [緊急時の連絡先(携帯電話:)]			
常時確認が取れる E-mail アドレス				
勤務先		所在地	(TEL)	
受講の代替 ※受講の代替 を希望する科目 がある場合は代替 希望欄に○印を付 けること 注)実施要項 19.その他 (3)を参照	科 目 名	単位数	代 替 希 望 欄	
	生涯学習概論	2		
	社会教育演習	2		
受講資格	社会教育主事講習等規程第2条の第 号に該当			
最終学歴				
職 歴 (資格関係分)	自 年 月 至 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 月 (年 カ月)			

※受講資格を証明する関係書類は、別表1「社会教育主事講習受講資格並びにその資格証明書類」参照。

(様式2)

受講承認書

令和4年 月 日

殿

所属長

職 氏名

印

あなたが、令和4年度愛知教育大学社会教育主事講習を受講することについて承認します。

(様式3)

勤 務 証 明 書

氏 名

生年月日

上記の者は本 記 に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

期 間	職 名	職 務 内 容
自 年 月 至 年 月 (年 月)		
自 年 月 至 年 月 (年 月)		
自 年 月 至 年 月 (年 月)		

令和4年 月 日

所属長

職 氏名

印

注 意

- 1 職名の欄には発令されたとおりの職名を記入すること。
- 2 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。
- 3 この証明書は、規程第2条の第3、第4、第5号該当者のみ添付すること。

(様式4)

社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第4欄に掲げる事由を証する書類を添えて次のとおり申請いたします。

令和 年 月 日

愛知教育大学長
野田 敦 敬 殿

ふりがな 1 氏 名		生年月日	年 月 日
2 住 所	(〒)		
3 認定を希望する 科目及び単位数	科 目 名		単位数
4 申請事由及び 適用条件			
5 備 考			

添付書類

- 1) 成績証明書又は単位修得証明書
- 2) 単位修得認定希望科目が社会教育主事資格取得の相当科目であることが明記されている書類(履修要項, シラバスなど)のコピー

社会教育主事講習受講資格並びにその資格証明書類（別表1）

別 表

社会教育主事講習等 規程の適用条項	受 講 資 格	提出書類（○印は必要書類）			
		勤務証明書 （別紙様式3）	卒業証明書又は 卒業証書の写し	在学期間及び 単位修得証明書	教育職員普通 免許状の写し又は 教育職員免許状 授与証明書
第2条第1号	大学に2年以上在学して62単位以上修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号）附則第2項の規定に該当する者		○ いずれか1つ		
第2条第2号	教育職員の普通免許状を有する者				○
第2条第3号	2年以上社会教育法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハの規定する業務に従事した者 イ 社会教育主事補 ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するもの（注1） ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するもの（イ又はロに掲げるものを除く。）（注2）	○			
第2条第4号	4年以上社会教育法第9条の4第2号に規定する職にあった者（注3）	○			
第2条第5号	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者	○	○		

（注1）・（注2）・（注3）：第2条第3号で求められる社会教育法第九条の四第一号ロ・ハに規定する職務及び第2条第4号で求められる社会教育法第九条の四第二号に規定する職については、（別紙）平成8年8月28日文部省告示第148号を参照。

- 【備考】
1. 提出書類は、各該当事項のうちいずれか1項目の関係書類でよい。
 2. 勤務証明書は、所属長又は所轄長の証明。
 3. 卒業証書の写し、免許状の写しは所属長又は、所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。
 4. 第2条第1号に該当する者は、卒業証書の写し又は、在学期間及び単位修得証明書のいずれか一つ提出すればよい。

(別 紙)

社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年八月二十八日文部省告示第148号）

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の四第一号及び第二号の規定に基づき、社会教育に関係のある職及び教育に関する職を次のとおり指定する。

一 社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

1. 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。)、国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。)、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
2. 地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。以下同じ。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
3. 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
4. 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
5. 図書館法(昭和二十五年法律第一百十八号)第四条に規定する司書の職
6. 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第四条第四項に規定する学芸員の職
7. 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者(常時勤務する者に限る。)の職であつて、文部科学大臣が一の1から一の3に掲げる職に相当すると認めた職
8. その他文部科学大臣が一の1から一の7までに規定する職と同等以上と認めた職

二 社会教育法第九条の四第一号ハに規定する社会教育に係る事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

1. 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
2. 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
3. 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
4. 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
5. 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
6. 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)第十三条第一項第三号に規定する国民等の協力活動
7. その他文部科学大臣が二の1から二の6までに規定する業務と同等以上と認めた業務

三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

1. 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校の学長、校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師(常時勤務する者に限る。)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員(常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。)及び学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。)の職
2. 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校の校長及び教員の職
3. 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)第一条に規定する少年院又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十四条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
4. その他文部科学大臣が三の1から三の3までに規定する職と同等以上と認めた職